

第四次地域管理経営計画書（案）

（久慈・閉伊川森林計画区）

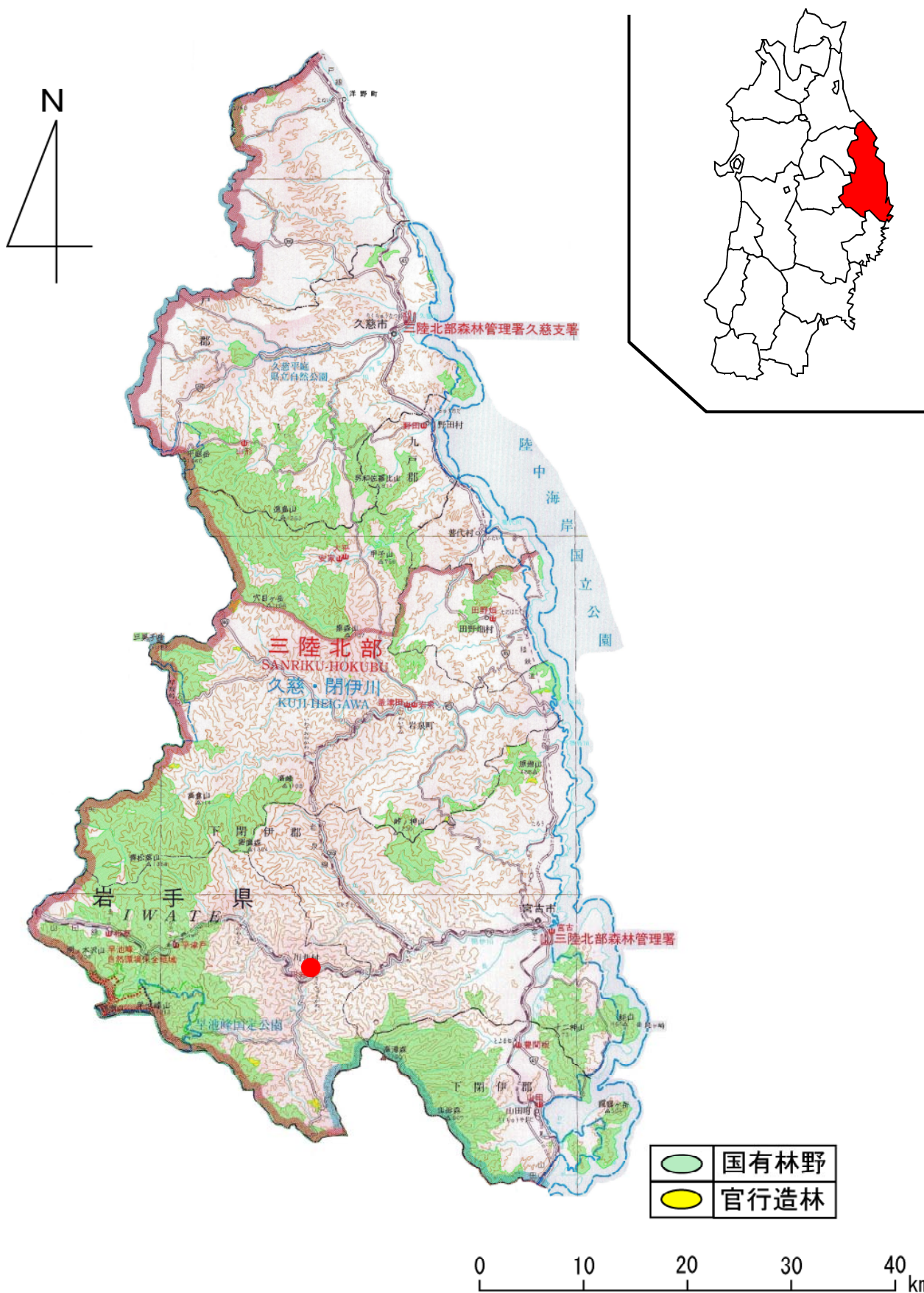
計画期間

自	平成24年4月	1日
至	平成29年3月	31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とする久慈・閉伊川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

久慈・閉伊川森林計画区的位置図



※なお、三陸北部森林管理署は、東日本大震災の津波により庁舎が被災したため、宮古市川井生涯学習センター内の仮庁舎（赤丸箇所）にて業務の執行を行っております。

目 次

はじめに	1
I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
1 国有林野の管理経営の基本方針	2
(1) 計画区の概況	2
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	2
① 計画区内の国有林野の現況	
② 主要事業の実績	
ア 伐採量	
イ 更新量	
ウ 保育量	
エ 林道の開設及び改良	
オ 保護林・緑の回廊	
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	6
① 生物多様性の保全	
② 森林生態系の生産力の維持	
③ 森林生態系の健全性と活力の維持	
④ 土壌及び水資源の保全と維持等	
⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
(4) 政策課題への対応	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
(1) 機能類型ごとの管理経営の方向	9
① 水土保持林における管理経営の指針とその他水土保持林に関する事項	
ア 国土保全タイプ	
イ 水源涵養タイプ	
② 森林と人との共生林における管理経営の指針と その他森林と人との共生林に関する事項	
ア 自然維持タイプ	
イ 森林空間利用タイプ	
③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と その他資源の循環利用林に関する事項	
(2) 地域ごとの機能類型の方向	12
ア 岩泉町安家、久慈市山根・山形地区（久慈 1～91、100～172、200、201 林班）	
イ 久慈沿岸地区（久慈 94～99、179～196 林班）	
ウ 大川地区（三陸北部 501～548、593、594 林班）	
エ 早坂高原地区（三陸北部 549～550、553～560 林班）	
オ 田野畑地区（三陸北部 563～567、569～575、578、579、595、596 林班）	
カ 田老地区（三陸北部 580～587、591、592 林班）	
キ 松草地区（三陸北部 206～209、329～389、391～414 林班）	

ク	江繫・門馬地区（三陸北部 180～196、198～204、301～328、420 林班）	
ケ	小国地区（三陸北部 175～179 林班）	
コ	豊間根地区（三陸北部 36～74 林班）	
サ	亀ヶ森地区（三陸北部 75～78 林班）	
シ	宮古沿岸地区（三陸北部 1～31 林班）	
3	流域管理システムの推進に必要な事項	1 5
	① 流域ニーズの的確な把握	
	② 国有林野の情報、技術、フィールドの提供	
	③ 民有林・国有林一体となった取組	
	④ 林業事業体の育成	
	⑤ 下流域との連携	
4	主要事業の実施に関する事項	1 6
	① 伐採総量	
	② 更新総量	
	③ 保育総量	
	④ 林道の開設及び改良の総量	
5	その他必要な事項	1 7
	① 温暖化防止対策の推進	
	② 生物多様性の保全	

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1	巡視に関する事項	1 8
	（1）山火事防止等の森林保全巡視	1 8
	（2）境界の保全管理	1 8
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	1 8
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	1 9
	（1）保護林	1 9
	（2）緑の回廊	1 9
4	その他必要な事項	2 0
	（1）水辺の整備	2 0
	（2）希少な野生動植物の保護	2 0
	（3）野生動物との共生及び被害対策	2 0
	（4）その他	2 0

III 林産物の供給に関する事項

1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	2 0
2	その他必要な事項	2 1

IV 国有林野の活用に関する事項

1	国有林野の活用の推進方針	2 1
2	国有林野の活用の具体的手	2 1
3	その他必要な事項	2 1

V 国民の参加による森林の整備に関する事項

- 1 国民参加の森林に関する事項…………… 2 1
- 2 分収林に関する事項…………… 2 2
- 3 その他必要な事項…………… 2 2
 - (1) 森林環境教育の推進…………… 2 2
 - (2) 森林の整備・保全等への国民参加…………… 2 3
 - (3) 地域住民や関係機関と連携した取組…………… 2 3
 - (4) 地域に根ざした自主的な取組の推進…………… 2 3
 - (5) 双方向の情報受発信…………… 2 4

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項…………… 2 4
- 2 地域の振興に関する事項…………… 2 4
- 3 その他必要な事項…………… 2 4

別表 1～6…………… 2 5～2 6

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進し、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきた。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林野事業への期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

また、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」及び平成22年11月にとりまとめられた、森林・林業再生プランの推進のための具体的な施策の方向性である「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の具体化を図るために、平成23年4月には、適正な森林施業の確保や森林計画制度の見直しを内容とする森林法の一部改正が行われた。このように、民有林施策において、あらゆる分野において見直しが行われている中であって、国有林野事業についても、①民有林との一体的な路網の整備、間伐の実施など共同した施業の推進、②民有林と連携した木材の安定供給体制の構築や、木材価格の急激な変動時における供給調整、③国有林野のフィールド等を活用したフォレスターなどの人材育成など、民有林との連携、民有林の経営に対する支援等の積極的な実施が強く求められており、その役割はきわめて重要である。

このため、平成23年7月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、国有林野については、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要があり、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとされた。

本計画は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の久慈・閉伊川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた第四次計画である。

久慈・閉伊川森林計画区における国有林野の今後の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、地域の理解と協力を得ながら、平成24年4月1日を始期として策定した本計画に基づき適切に行う。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、岩手県の北東部に位置する久慈・閉伊川森林計画区内の国有林野 9 3, 6 3 1 haである。

当計画区は北上高地から太平洋沿岸に東傾しており、主な山岳は、早池峰山、遠別岳、三巢子岳、薬師岳がある。また、主な河川は、久慈川、安家川、普代川、小本川、田老川、閉伊川、津軽石川等が東流して太平洋に注いでいる。

林況は、林地面積の 5 6 %がブナ、ナラ類、アカマツ等の天然林、4 4 %がアカマツやカラマツの人工林である。

当計画区内では、優れた景観を有する地域が多く、原始的な天然林等の優れた自然環境を維持・保全するため「早池峰山周辺森林生態系保護地域」を設定しているとともに、「陸中海岸国立公園」、「早池峰国定公園」、「久慈平庭県立自然公園」等に指定されており、登山、溪谷等の散策、キャンプ等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

また、豊かな森林資源を利用して従来より木材加工業が発達しており、地域の重要な産業となっている。

さらに、東日本大震災の津波により多くの家屋、工場等が被害を受け、今後は復興建築等資材として当計画区の森林資源を安定的に供給することが重要となってくる。

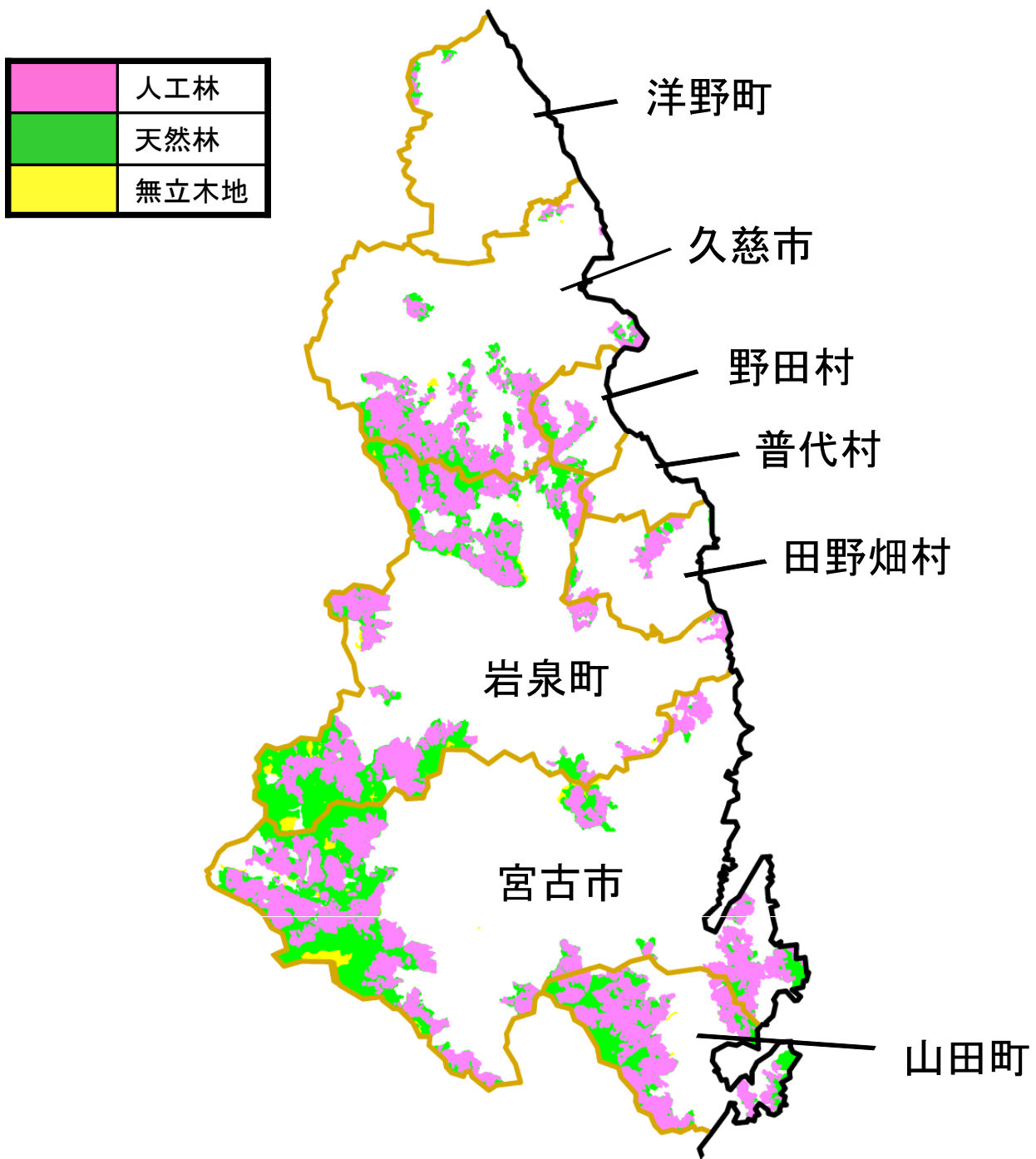
このような当計画区の特徴を捉え、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、東日本大震災からの復興、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 2 3 年 1 2 月時点）としては、人工林を中心とする育成林が 4 1, 3 3 3 ha（育成単層林 3 9, 0 2 1 ha、育成複層林 2, 3 1 2 ha）、天然生林が 4 7, 2 3 4 haとなっており、主な樹種としては針葉樹ではアカマツ 3, 3 5 9 千m³、カラマツ 2, 7 9 8 千m³、スギ 6 8 6 千m³、広葉樹ではブナ 1, 3 1 4 千m³、ナラ類 1, 2 8 4 千m³となっている。また、林相別では、針葉樹林 3 2 千ha、針広混交林 1 4 千ha、広葉樹林 4 2 千haとなっている。

人工林の齢級構成では、間伐対象齢級である 4 齢級から 1 2 齢級が約 9 割強と大半を占め、1 3 齢級以上の高齢級林分は約 1 割弱となっている。



图一 1 市町村别人工林、天然林別森林分布图

② 主要事業の実績

第三次計画（H19年度～H23年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、H21年の計画変更により主伐に伐採量を追加計上した臨時伐採を、地球温暖化対策に資する間伐として実施したことにより、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、臨時伐採で地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

（単位：材積 千m3）

	計画		実績	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	263	396 (7,607 ha)	154	461 (7,278 ha)

注1) () は間伐面積である。

注2) 伐採量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、分収造林及び分収育林で計画期間の後半に実施した主伐の更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、天然更新の完了を確認するまで一定の期間を設けることとしたため、計画を下回る実績となった。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	473	83	238	31

注1) 更新量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

ウ 保育量

下刈については、分収造林及び分収育林で計画期間の後半に実施した主伐の更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、計画を上回る実績となった。

(単位：面積ha)

	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	1, 512	116	894	2, 960

注1) 保育量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を上回る実績となった。

区分		計画	実績
開設	路線数	20	5
	延長量 (km)	40.7	10.3
改良	路線数	0	23
	延長量 (km)	0	5.9

注1) 林道の開設の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。また、改良についても同様である。

オ 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

なお、緑の回廊における面積の減少は、国有林野を一部道路拡幅工事用地として売り払ったことによるものである。

(単位：面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
保護林	11	4, 269	11	4, 269

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
緑の回廊	71	14, 878	71	14, 877

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンリオールプロセスに参画しておりこの中で国全体としての客観的に評価するための7基準（64指標）が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

② 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 松くい虫等森林病虫害の監視強化及び早期駆除

④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 尾根筋、沢沿い等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進

⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ 十二神自然観察教育林等レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やホームページの充実による情報発信

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主な取組目標
<p>森林の公益的機能の発揮</p>	<p>【生物多様性の保全】 「早池峰山周辺森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図るとともに、「北上高地緑の回廊」については針広混交林に誘導するための抜伐りやモニタリング調査を必要に応じて実施する。</p> <p>【森林吸収源対策の推進】 森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。</p> <p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工38箇所、山腹工4箇所の治山事業を実施する。</p> <p>また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する山火事被害を受けた山田町田の浜地区上流域及び津波被害を受けた宮古市重茂半島与奈地区上流域において、治山施設を設置する。</p>
<p>地域の林業・木材産業への貢献</p>	<p>【木材の安定供給】 カラマツを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や森林整備を行うための路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進する。</p> <p>【民国連携した森林整備の実施】 国有林との隣接民有林を対象として、森林整備の目標、路網の設置等に関する事項を定めた森林整備促進協定を締結し、民・国一体となった森林整備を推進する。</p> <p>【新たな技術の実践・実証】 コンテナ苗を用いた植栽について、森林総合研究所等と連携して実証的な調査を進め、低コスト造林システムの普及に向けた取組を実施する。</p>
<p>国民の森林としての国有林の活用</p>	<p>【国民参加の森林づくり】 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「遊々の森」として設定された「ぐれっと遊々の森」や「木の博物館分館9号「大樹の森」」等において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。</p> <p>また、「レクリエーションの森」として設定された十二神地区の自然観察教育林については、引き続き、森林レクリエーションの場として利用促進を図る。</p>

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源の涵養を目的とする「国土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、さらに国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、下記の図のとおり「水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を機能類型に応じてそれぞれ明記する。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で、年齢構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林	
国土保全林	国土保全タイプ	水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (立地条件により除外する場合もある。)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表1のとおり)
	水源涵養タイプ		快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表2のとおり)
森林と人との共生林	自然維持タイプ	水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (立地条件により除外する場合もある。)	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表3のとおり)
	森林空間利用タイプ		森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表4のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
資源の循環利用林			森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表5のとおり)

(注)分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

① 水土保持林における管理経営の指針その他水土保持林に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、水土保持林については、国土保全タイプと水源涵養タイプの2つに分けて取り扱う。

また、前計画では、水土保持林66,623ha（国土保全タイプ15,519ha、水源涵養タイプ51,104ha）としていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源涵養保安林の指定を推進したため、水土保持林の面積が下表のとおり増加することとなった。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系が深く発達し下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の高い樹種によって形成された森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

イ 水源涵養タイプ

水源涵養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、団粒構造がよく発達し、多様な樹種で構成されるなど根系や下層植生の発達が良好な森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面積	15,515	52,208	67,723

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林における管理経営の指針その他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱う。

また、前計画では、森林と人との共生林16,807ha（自然維持タイプ15,964ha、森林空間利用タイプ844ha）としていたところ、今回の計画では、下表の

とおり、前計画と比較して大きな変更はない。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ			計
		うち、保護林		うち、 レクリエーションの森	
面 積	15,962	4,269	841	83	16,803

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林においては、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

具体的には、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行う。

また、前計画では、資源の循環利用林10,205haとしていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源涵養保安林の指定を推進したため、下表のとおり、その面積が減少することとなった。

区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面積	7, 581	1, 508	9, 089

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 岩泉町安家、久慈市山根・山形地区 (久慈 1～91、100～172、200、201 林班)

当地区は、北上高地に位置し、ブナを主とする天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。イヌワシ・クマタカ等猛禽類の営巣地があり、稜線部は、「北上高地緑の回廊」に指定され、野生動植物等の保護の観点から計画的な森林施業を進めるとこととする。

当地区は、地形は比較的安定しているが、沢沿いの一部には崩壊地があるとともに、久慈市等の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

なお、平庭岳周辺は、優れた景観を有することから、「久慈平庭県立自然公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

イ 久慈市沿岸地区 (久慈 94～99、179～196 林班)

当地区は、太平洋に面した、アカマツ人工林とナラ等の広葉樹天然林を主体とした海岸林となっている。

当地区の海岸線は、優れた景観を有することから、「陸中海岸国立公園」に指定されているほか、侍浜の丘陵地帯は優れた形質を持つアカマツが存在していることから、「侍浜松保護林」に設定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

なお、海岸林の他の部分は、そのほとんどは断崖で、風雨及び波による侵食が進行し、山腹崩壊及び土砂流出等が多く見られ、土砂崩壊防備保安林に指定されており、崩落防止対策等を講じてきているところであり、山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行うこととし、今後も計画的に対策を継続していく。

ウ 大川地区 (三陸北部 501～548、593、594 林班)

当地区は、岩泉町の南西部、大川の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

大川流域は、岩泉町の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管

理経営を行う。

なお、ハクサンシャクナゲ、ミズバショウが群生し、湿原特有の景観をなす「櫃取湿原保護林」及びその周辺一帯は、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

エ 早坂高原地区（三陸北部 549～550、553～560 林班）

当地区は、岩泉町の北西部に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

明神頭、笹森の峰周辺は「外山早坂高原県立自然公園」に隣接していることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

オ 田野畑地区（三陸北部 563～567、569～575、578、579、595、596 林班）

当地区は、田野畑村の海岸部から内陸部にかけて広がっており、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、内陸部が集落や農地に隣接するなど農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

海岸部は、優れた景観を有することから、「陸中海岸国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととし、「陸中海岸国立公園」に並行する国道45号線沿いの人工林についても、景観の維持向上を図る。

カ 田老地区（三陸北部 580～587、591、592 林班）

当地区は、宮古市田老町の北西部に当たる摂待川の中流部から上流部に位置し、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、摂待川沿いに集落及び農地が隣接しており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

キ 松草地区（三陸北部 206～209、329～389、391～414 林班）

当地区は、北上高地の山岳で閉伊川をはさんで南北に広がっており、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

山岳部は、ブナを主とする天然林が存在するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育することから、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「早池峰国定公園」、「早池峰自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保

全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ク 江繫・門馬地区（三陸北部 180～196、198～204、301～328、420 林班）

当地区は、北上高地の早池峰山麓に広がっており、アオモリトドマツ、コメツガ、ヒバ等の天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

地形は急峻で崩壊しやすいことから、大部分が土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林又は水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壤保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

なお、早池峰山周辺は、ブナを主体とする天然林が存在するとともに、貴重な野生動物が生息・生育することから、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定するとともに、「早池峰国定公園」、「早池峰自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ケ 小国地区（三陸北部 175～179 林班）

当地区は、宮古市の南西側に位置する北上高地に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

コ 豊間根地区（三陸北部 36～74 林班）

当地区は、山田町及び宮古市の西部内陸地域に位置し、ブナを主とする天然林及びアカマツ人工林からなっている。

当地区は、豊間根川や荒川川等の下流域に集落や農耕地が広がっており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

サ 亀ヶ森地区（三陸北部 75～78 林班）

当地区は、田老川の源流部に位置し、ブナ、ナラ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、宮古市田老町の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養機能を発揮させるため、水土保持林に区分して管理経営を行う。

シ 宮古沿岸地区（三陸北部 1～31 林班）

当地区は、宮古市及び山田町の重茂、船越半島に広がっており、主にアカマツ人工林からなっている。

海岸部は、優れた景観を有し、全国的にも有名な観光地であることから、「陸中海岸国立公園」に指定されているとともに、重茂半島の中心部に位置する十二神山周辺は、ブナを主とする天然広葉樹林で美しい景観を有することから、「レクリエーションの森（十二神自然環境教育林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・

レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。また、「陸中海岸国立公園」に並行する国道45号線沿いの人工林についても、景観の維持向上を図る。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林組合等林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムや森林・林業再生プランの実現に向けた取組を先導的・積極的に進めていく。

① 流域ニーズの的確な把握

林業関係機関・団体等との会合等において、森林の保全整備、林産物の安定的供給等、川上から川下までを通じた課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営に活かしていくよう努める。

具体的には、カラマツ等の間伐材の安定供給、生産コストの縮減につながる路網の整備をはじめとする森林の整備・保全の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に努めていく。

また、森林ボランティア団体との意見交換会を開催し、ボランティアによる森林整備についての課題や要請を把握し、ボランティア活動の支援に努める。

② 国有林野の情報、技術、フィールドの提供等

二川目カラマツ人工林施業指標林等のフィールドを活用して、国有林野における管理経営や森林整備技術についての情報を積極的に提供する。

また、森林・林業再生プランの実施に資するため、准フォレスターを署に配置し、県の准フォレスターと連携して市町村森林整備計画策定等への支援業務を行うとともに、高性能林業機械等の利用や列状間伐、計画的な路網の整備等による効率的・効果的な間伐に取り組み、技術指導や研修に必要なフィールドを提供し、岩手県、岩手県林業労働力確保支援センター等と連携した森林施業技術検討会の実施等により林業技術の向上に努める。

具体的には、各林業・森林施業等協議会に積極的に参加するとともに、国有林野事業の情報提供、情報交換及びフィールドの提供により、森林・林業再生プラン等の実行に向け森林共同施業団地の設定、路網の整備など、民国一体となった施業の実践に向けて各種取組を行っていく。

③ 民有林・国有林一体となった取組

森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との調整を図り合理的な路網整備に努めるとともに、民有林と隣接する国有林においては、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進する。

また、カラマツ、アカマツ等地域材の利用促進や銘木化、森林吸収源対策のための

間伐の推進や木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等に努める。

④ 林業事業体の育成

国有林材の安定供給システムによる販売の推進、計画的な事業発注のほか、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努める。

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資する。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図る。

⑤ 下流域との連携

遊々の森、小中学生等に対する作業体験や森林教室等の各種活動の支援、十二神山自然観察教育林等を活用した森林浴や自然観察会による森林とのふれあいの場の提供、事業見学会等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、森林・林業の役割等の情報を分かりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、分収林等の制度を活用し、下流域関係者自ら行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

具体的には、下流域住民を対象とした国有林の事業見学会の実施など下流域住民等に対して森林の持つ公益的機能や森林・林業の重要性について理解を深めていただく取組を実施しており、引き続き積極的なフィールド提供や技術指導等に努める。

また、宮古市は、森林そのものを展示施設として位置づけた「木の博物館」の分館を市内16カ所に配置しており、「遊々の森」として設定されている7号分館「景観の森」を含め8箇所について森林管理署との協定を締結し、フィールドを提供している。今後とも新たな分館の配置についても国有林のフィールドを提供していく。

4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努める。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努める。

具体的には、分収造林及び分収育林の契約期間満了に伴う主伐により、更新量の大幅な増加が見込まれることから、年度毎の面積を平準化する等、計画的に実施する。また、伐採予定箇所の分収造林の大半がアカマツであること、砂礫、急傾斜地も多いこと、広葉樹が侵入し成長が劣っている林分も多いことなどから、更新にあたっては、新植以外に、天然下種更新やぼう芽更新等、天然力を活用した更新方法を検討する。

天然更新型複層林誘導施業について、将来導入すべき林相をきめ細かく想定し、有用広葉樹の保残、間伐木の選定などに留意し施業を実施する。

保育の実施にあたっては、森林吸収源対策を推進しつつ、造林木の成長状況等、現地に適応した効果的な施業を実施する。

当計画期間の伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量 (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	205,980	457,270 (8,593)	663,250

注1) ()は、間伐面積 (単位：ha) である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	636	187	823

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切り・除伐	計
計	2,035	367	2,402

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	37	74,300	0	0

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

5 その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施する。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、小径木間伐材を利用した土木資材を製作する業者等のニーズの把握に努め、販売を積極的に進める。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担

っていることを考慮し、北上高地緑の回廊や保護林等原生的な天然林や貴重な野生動物植物が生息・生育する森林について、引き続き、適切な保全・管理を行う。

また、里山等のそれ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は山火事危険期が長いことから、日常の森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入山者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努める。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

具体的には、地元住民によるボランティア巡視等により、保護巡視を図るとともに、各自治体等との連携を図り、山火事防止及び不法投棄の監視、未然防止に万全を期す。

(2) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。なお、除草剤の埋設地については、年2回の定期点検を実施するほか、必要に応じ、巡視するなど、適切に管理していく。

また、巡視活動を通じ、境界の侵害を受けている箇所を発見した場合については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることがないように、特に重点的に保全巡視に努める。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。

特に、松くい虫被害については、当計画区に接する大槌・気仙川森林計画区、北上川中流森林計画区において、被害が発生しており、当計画区への侵入が想定されることから、被害木の早期発見に努め、主たる樹種であるアカマツへの被害防止の観点から、伐倒駆除等により被害のまん延防止に努める。また、ナラ枯れ被害についても、まだ当計画区への侵入は確認されていないが警戒に努める。

あわせて、被害対策の実施に当たっては、地方公共団体及び地域のボランティア団体

との連絡を密にし、民有林と国有林が一体となった効果的な対策を行うよう努めるとともに、日常の監視業務を強化することとし、被害が見られた場合は、適切にその防止対策を講ずる。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

当計画区は、早池峰連嶺とその南に対峙する薬師岳連嶺を中心とする一帯を「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定しているほか、多くの保護林を擁する。保護林以外にも、貴重な自然環境としての天然林等が多数存在するため、適切に保護を図っていくとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

具体的には、現在指定されている保護林の設定目的により、保全状況、利用状況を確認しながら環境整備、保護活動に努める。なお、侍浜松の遺伝資源の保護を図るため、有識者の意見を踏まえ、後継樹の育成のための施業を検討する。

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	1	4, 120
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	6	82
植物群落保護林	3	44
特定動物生息地保護林	1	22
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総 数	11	4, 269

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 緑の回廊

「北上高地緑の回廊」は、北上高地の分水嶺沿いに、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」を核として、約2kmの幅で約150kmにわたって設定している。

この地域においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生動植物種の生息・生育環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施する。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
北上高地	7 1	1 4, 8 7 7
総 数	7 1	1 4, 8 7 7

注) 当計画区に係るもののみである。

4 その他必要な事項

(1) 水辺の整備

森林の水質保全機能の向上や野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等水辺への保護樹帯等の効果的な配置に努める。

(2) 希少な野生動植物の保護

イヌワシ、ハヤチネウスユキソウ等の希少な野生動植物については、生息・生育地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家等の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の見解を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

(3) 野生動物との共生及び被害対策

ニホンジカ、ニホンカモシカ、サルなどとの共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

(4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、東日本大震災からの復興建設資材の需要を見据えた木材の安定的・継続的な供給が重要である。利用可能な資源として充実しつつあるアカマツやカラマツの人工林を主体に計画的な供給に努める。

また、需要や販路の拡大を図る観点から、新規用途も視野に入れた協定に基づく安定的な販売の推進に努め、木材の需要拡大や生産・流通・加工の効率化及び担い手の育成整備に資する。

具体的には、伐採系森林整備の推進により、東日本大震災の復興資材のための素材を安

定的に供給するとともに、官民連携による森林共同施業団地化等を推進しつつ、アカマツ材の活用、販路拡大に努める。

2 その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設の新築に当たっては、木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組む。

また、あわせて、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、公共施設、公共事業等多様な分野への木材利用の促進及び地元住民への価値観の形成を図り需要拡大に寄与する。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

V 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定した「ふれあいの森」においては、ボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等との協力・連携を図り、円滑な活動の実施に努める。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や、森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

具体的には、体験林業としてのフィールドを拡大していく観点から、貸付跡地等の国有林のフィールドを植樹、下刈等保育の体験の場として積極的に提供していく。さらに、岩泉町小本地区において、特に景観に優れている箇所について「ふれあいの森」の設定に向

けて取り組んでいく。

ふれあいの森候補地

所在市町村	位置（林小班）	面積（ha）
岩 泉 町	三陸北部 578い8	2

2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進する。また、企業、団体等に分収林制度や協定締結等を広く促すとともに、天然力を活用した更新等の実施を検討する。

3 その他必要な事項

（1）森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進することとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供や等の取組を推進する。

なお、国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供する。

具体的には、久慈市と協定を締結している「遊々の森」については、体験型学習旅行を受け入れる等幅広い森林環境教育を引き続き行う。

その際、森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等波及効果が期待される取組にも努める。

遊々の森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
ぐれっと遊々の森 (久慈市)	三陸北部森林管理署久慈支署 豊口国有林、平庭山国有林 (121ろ3内、122い4、ろ6、は9内、り1、り5、 り7～り9、る1内、わ内、123い内、124い、ろ1 内、ろ2、ろ3、126い2、147と、ち、り、154い 4内、い5内、い7内、ろ2内、ろ3内、ろ4内、は 1内、155い1内、い2内、い3内、に1内、に2 内、ち内、る内、161、へ4、162ろ1、は1)	149.44
木の博物館分館7号 「景観の森」 (宮古市)	三陸北部森林管理署 南平津戸山国有林、興部沢国有林 (301い1、ろ2～ろ4、に1、に2、ほ1、ほ2、 へ、302へ3、370い内、ろ、は、イ1)	191.70
木の博物館分館11号 「蜜源の森」 (宮古市)	三陸北部森林管理署 北平津戸山国有林 (382い2、ろ2、に、ほ、る7)	20.53
木の博物館分館9号 「大樹の森」 (宮古市)	三陸北部森林管理署 早池峰山国有林 (192に2)	15.81

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

(3) 地域住民や関係機関と連携した取組

岩手県、市町村、林業関係団体等と連携し、低コスト作業路及び列状間伐を推進し、また、今後予想されるマツ枯れ被害、ナラ枯れ被害について県を始めとする民有林関係機関と被害情報の共有化を図り、防除及び被害の拡大防止に努めていく。

(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の林業振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努めるとともに、地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進する。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

(5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、森林管理署等の取組等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林野事業との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要請的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、調査用フィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、林業関係機関・団体等と連携して低コスト作業システムや間伐に関する検討会等を実施し、流域内の林業技術の向上に努める。

具体的には、今後の森林・林業再生プラン、官民連携による森林共同施業団地化等の取組を通じて、林業技術等の情報提供、技術の向上を目指し取組を強化していく。

2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

具体的には、伐採区域内にあるトチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。また、当計画区内の沿岸地帯は、マツタケ採取業が盛んで、地域の重要な収入源となっていることから、アカマツの伐採については事業実行との調整を図りつつ、地元要望に配慮した施業の実施に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

別表1

市町村	林班名										
岩泉町	502、 513、 541、 4、 27、 45、 64、	503、 514、 553、 10、 31、 46、 65、	504、 517、 554、 11、 33、 47、 66、	505、 518、 555、 12、 34、 48、 68、	506、 523、 556、 14、 37、 52、 69、	507、 525、 557、 20、 38、 54、 70	508、 537、 558、 22、 39、 57、 58、	509、 538、 560、 24、 41、 58、 58、	510、 539、 575、 25、 42、 61、 61、	512、 540、 578、 26、 43、 62、 62、	
久慈市	90、 127、 149、	91、 130、 154、	94、 134、 155、	95、 135、 160、	96、 138、 163、	97、 140、 164、	98、 141、 169	99、 142、	112、 145、	115、 146、	
宮古市	1、 21、 183、 199、 305、 319、 334、 381、	2、 22、 184、 200、 306、 320、 335、 384、	3、 23、 188、 201、 307、 321、 336、 385、	5、 74、 189、 202、 308、 322、 337、 580、	6、 175、 191、 203、 309、 323、 338、 581、	16、 178、 192、 204、 312、 325、 339、 582、	17、 179、 193、 301、 313、 326、 370、 583	18、 180、 195、 302、 316、 327、 371、	19、 181、 196、 303、 317、 328、 374、	20、 182、 198、 304、 318、 329、 377、	
山田町	8、 52、 64、	9、 53、 65、	25、 54、 66、	26、 55、 67、	27、 56、 69、	28、 58、 70	45、 59、	47、 60、	48、 62、	51、 63、	
田野畑村	571、	572									
野田村	73、	74、	79、	80、	83						
洋野町	196										

別表2 該当なし

別表3

市町村	林班名										
岩泉町	501、 525、 538、 550、 17、 53、	502、 528、 539、 575、 18、 56、	503、 529、 542、 578、 28、 57、	515、 530、 543、 579、 29、 58、	518、 531、 544、 587、 30、 59、	519、 532、 545、 591、 35、 60、	520、 533、 546、 592、 36、 62、	522、 534、 547、 3、 48、 70、	523、 536、 548、 4、 49、 71	524、 537、 549、 14、 50、	
久慈市	94、 152、	95、 153、	96、 156、	97、 157、	114、 158、	115、 159、	116、 166、	117、 179、	123、 185	124、	
宮古市	1、 188、 310、 328、 351、 376、 395、	3、 189、 311、 332、 352、 379、 396、	18、 190、 312、 335、 356、 380、 400、	20、 191、 314、 336、 357、 382、 401、	21、 205、 317、 337、 361、 383、 408、	183、 206、 323、 344、 362、 387、 409、	184、 207、 324、 345、 363、 388、 410、	185、 208、 325、 346、 365、 389、 411、	186、 209、 326、 347、 366、 391、 412、	187、 308、 327、 348、 373、 394、 420	
山田町	24、	25、	27、	28、	29、	30、	31、	51、	52、	71	
田野畑村	596										
野田村	81										
洋野町	193、	194									

別表4

市町村	林班名										
岩泉町	501、	502、	49、	50、	56、	62、	71				
久慈市	94、	95、	96、	97、	117、	123					
宮古市	183、	184、	185、	186、	187、	188、	189、	190、	191、	310、	
	311、	312、	314、	317、	323、	324、	325、	326、	327、	328、	
	332、	335、	336、	337、	420						
山田町	30										

別表5

市町村	林班名		
岩泉町	549、	550、	578
久慈市	161、	162	
宮古市	18、	75、	184
山田町	24、	25、	26、
			27、
			29、
			30
田野畑村	570、	571、	595

別表6

市町村	林班名
宮古市	184